

雇用戦略に係る中期目標一覧

項目	現在値 (直近の値)	中期目標値 (2020年)
1 就業意欲を実現できる持続可能な全員参加型社会の構築		
①20～64歳の就業率 15歳以上の就業率	74.6% 56.9% (2009年)	80% 57%
i 若者の就業促進		
②20歳～34歳の就業率	73.6% (2009年)	77%
③フリーター数の約半減(ピーク時比) ※ピーク時217万人(2003年)	約178万人 (2009年)	124万人
④ニートの縮減 ※現在のニート数 63万人(2009年)	—	サポステによるニートの就職等進路決定者数:10万人 ※2011年～2020年度の10年間の総計
ii 女性の就業促進		
⑤25歳～44歳までの女性就業率	66% (2009年)	73%
⑥第1子出産前後の女性の継続就業率	38% (2005年)	55%
⑦男性の育児休業取得率	1.23% (2008年)	13%
iii 高齢者の就業促進		
⑧高齢者の就業率の向上(高齢者就労促進)	60歳～64歳:57.0% (2009年)	60歳～64歳:63%
iv 障がい者の就業促進		
⑨障がい者の実雇用率	1.63% (56人以上規模企業) (2009年6月1日現在)	1.8%
2 成長力を支える「トランボリン型社会」の構築		
⑩公共職業訓練受講者の就職率	施設内訓練:74.3% 委託訓練:64.0% (2009年度)	施設内訓練:80% 委託訓練:65%
⑪自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:42.1% 非正社員:20.0% (2010年)	正社員:70% 非正社員:50%
⑫ジョブ・カード取得者	21.5万人 (2008年度～2009年度の 推計値)	300万人
4 雇用の質の向上;ディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進		
⑬年次有給休暇取得率	47.4% (2008年)	70%
⑭過労労働時間60時間以上の雇用者の割合	10% (2008年)	5割減
⑮労働災害発生件数	119,291件 (2008年)	3割減
⑯メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (2007年)	100%
⑰受動喫煙のない職場	46% (2007年) 注)	実現

注)「全面禁煙」、「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合

現在値のデータの出所等

○就業率

【総務省「労働力調査」(平成21年)】

○フリーターの数

【総務省「労働力調査」(平成21年平均)】15歳から34歳まで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計

○ニートの数

【総務省「労働力調査」(平成21年平均)】15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

○第1子出産前後の女性の継続就業率

【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(平成17年)】2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合

○男性の育児休業

【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成20年度)】5人以上規模事業所に占める2007年4月1日から2008年3月31日までの1年間に配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(2008年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合

○離職者訓練の就職率

平成21年度の離職者訓練の受講者(1ヶ月以下のコースは除く)に占める、訓練終了3ヶ月後に就職している者の割合

○自己啓発を行っている者

【厚生労働省「職業能力開発基本調査」(平成21年度)】従業員規模30人以上の事業所から無作為に抽出した事業所から、さらに無作為に抽出した従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合

○ジョブ・カード取得者

ジョブ・カード取得者が現在のベースで増加すると見込んだ場合の、平成22年3月31日時点での取得者見込み数

○年次有給休暇取得率

【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成20年)】常用労働者数が30人以上の民営企業における、全取得日数／全付与日数(繰越日数を含まない)

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」(平成20年)】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合

○労働災害発生件数(休業4日以上の死傷災害)

労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成したもの(平成20年)

○メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合

【厚生労働省「労働者健康状況調査」(平成19年)】10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所の割合

※ 「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容としては、「労働者からの相談対応の体制整備」、「職場環境等の評価及び改善」のほか、「労働者に対する教育研修、情報提供」「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」「事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。

○受動喫煙のない職場の割合

【厚生労働省「労働者健康状況調査」(平成19年)】10人以上規模事業所における「全面禁煙」「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合